

右の條項に於て賞金事業不振の所相御困難の事とは存候（其
物産の栄生没狀窮乏を充分御調査被下本月廿五日午前九時迄に
職工代表者並に組合代表と互見の上御回答相成度候

日本樂器株式會社

職工代表者

日本樂器株式會社

社長 天野 千代丸 殿

要求條項

第一條 衛生設備の完成を期す。

第二條 工場内規に於る禁煙令の設置を満ちること。

第三條 會社内に人工を賜ふること。

(今期より賞金金の分配方法を公表すること)

第四條 正月の休日格日を七日目にすること。(世日より五日まで)

第五條 決算期の休日及臨時休業の節は日給一人を支給すること。

第六條 人事相談部を設置のこと。

第七條 失業保険に休んだ時は日給半額支給のこと。

第八條 自今皆勤賞を發し年功賞として5ヶ年以上勤続の

者に対し最優日給十割五分を支給し1ヶ年を増す事に日給

下を増すこと。